



櫃行審第12号

令和8年6月16日

櫃原市長 亀田 忠彦 様

櫃原市行政不服審査会

会長 北岡 秀晃

櫃原市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年8月19日付け櫃総第12148号による下記の諮問について、別紙のとおり  
答申します。

記

令和7年3月14日付けの審査請求人に対する櫃未来第2725号の2部分公開決定通  
知書に関する処分についての審査請求についての諮問

答申

第1 審査会の結論

本件審査請求は、審査請求の利益がない申立てであると認められるため、却下すべきである。よって、本件審査請求を棄却すべきであるとの答申を求める旨の檀原市長（以下、審査庁としての檀原市長を「審査庁」という。）の諮問に係る判断は妥当とはいえない。

第2 事案の概要

- 1 令和7年3月3日、審査請求人は、檀原市情報公開条例（平成10年檀原市条例第15号。以下「情報公開条例」という。）第9条に基づき、処分庁に対し、下記を「請求する行政文書の件名又は内容」とする行政文書公開請求を行った。

記

「檀原市ホームページ内に認可保育施設入所に係る事務処理誤りについてという記事が掲載されています。この件について、こども未来課職員（部長、副部長を含む）が入所誤りにより迷惑をかけた相手方を対応した記録全て」

- 2 令和7年3月14日、処分庁は、令和7年3月3日付けの公開請求に係る行政文書について、下記のとおりその一部を公開することに決定し、部分公開決定通知書（檀未来第2725号の2）により、審査請求人に対し、その旨を通知した。

記

【公開しない文書】

- ・令和6年6月25日～令和6年8月19日の対応記録  
(令和6年8月13日以降に作成)
- ・令和6年8月29日～令和6年11月27日の対応記録
- ・令和6年6月対応記録（訂正）
- ・令和6年9月27日対応記録
- ・令和6年10月1日対応記録
- ・令和6年10月9日対応記録

- ・令和6年12月4日対応記録
- ・令和7年1月7日～令和7年1月22日の対応記録

※公開しない理由：

情報公開条例第6条第1項第1号に該当（個人に関する情報）

本件行政文書は個人に関する情報であって特定の個人が識別され得るものであるため。

【部分公開する文書】

- ・令和6年10月2日対応記録

※公開しない事項及びその理由：

相手方の氏名、通園している保育所が特定される情報

情報公開条例第6条第1項第1号に該当（個人に関する情報）

本件行政文書には相手方の氏名、対象児童の通園されている園名及び園名が識別され得る情報が記載されており、これらの情報は、個人に対する情報であって特定の個人が識別され得るものである。

- 3 令和7年3月31日、審査請求人は、審査庁に対し、下記を「審査請求の趣旨」とする本件審査請求を行った。

記

部分公開された文書が令和6年10月2日対応記録のみであり、令和6年6月25日～令和6年8月19日の対応記録（令和6年8月13日以降に作成）、令和6年8月29日～令和6年11月27日の対応記録、令和6年6月対応記録（訂正）、令和6年9月27日対応記録、令和6年10月1日対応記録、令和6年10月9日対応記録、令和6年12月4日対応記録、令和7年1月7日～令和7年1月22日の対応記録の部分公開がなされていないため、部分公開を求めるものである。

- 4 令和7年3月31日、審査請求人は、情報公開条例第9条に基づき、処分庁に対し、下記を「請求する行政文書の件名又は内容」とする行政文書公開請求を行った。

記

こども未来課（部長、副部長を含む）と保育所入所、情報公開請求等でトラブルになった市民の対応記録。令和6年4月1日～

- 5 令和7年4月14日、処分庁は、令和7年3月31日付けの公開請求に係る行政文書に

ついて、下記のとおりその一部を公開することに決定し、部分公開決定通知書（櫃未来第4427号の2）により、審査請求人に対し、その旨を通知した。

#### 記

- ・要望等記録票 B様

櫃原市情報公開条例第6条第1項第1号に該当（個人に関する情報）

本件行政文書には要望等の相手方の苗字と電話番号が記載されており、これらの情報は、個人に関する情報であって特定の個人が識別され得るものである。

- ・令和6年6月25日～令和6年8月19日の対応記録

（令和6年8月13日以降に作成）

櫃原市情報公開条例第6条第1項第1号に該当（個人に関する情報）

本件行政文書には対象者苗字・今まで入所されていた園名・現在入所されている園名・入所を希望されている園名が記載されており、これらの情報は、個人に関する情報であって特定の個人が識別され得るものである。

- ・令和6年6月対応記録（訂正）

櫃原市情報公開条例第6条第1項第1号に該当（個人に関する情報）

本件行政文書には対象児童氏名・対象保護者氏名・今まで入所されていた園名・現在入所されている園名及び園長苗字が記載されており、これらの情報は、個人に関する情報であって特定の個人が識別され得るものである。

- ・令和6年8月29日～令和6年11月27日の対応記録

櫃原市情報公開条例第6条第1項第1号に該当（個人に関する情報）

本件行政文書には対象者の苗字と園名が記載されており、これらの情報は、個人に関する情報であって特定の個人が識別され得るものである。

- ・令和6年9月27日対応記録

櫃原市情報公開条例第6条第1項第1号に該当（個人に関する情報）

本件行政文書には対象者の苗字が記載されており、これらの情報は、個人に関する情報であって特定の個人が識別され得るものである。

- ・令和6年10月1日対応記録

櫃原市情報公開条例第6条第1項第1号に該当（個人に関する情報）

本件行政文書には対象者の苗字が記載されており、これらの情報は、個人に関する情報

であって特定の個人が識別され得るものである。

・令和6年10月2日対応記録

檀原市情報公開条例第6条第1項第1号に該当（個人に関する情報）

本件行政文書には相手方の氏名、対象児童の通園されている園名及び園名が識別され得る情報が記載されており、これらの情報は、個人に関する情報であって特定の個人が識別され得るものである。

・令和6年10月9日対応記録

檀原市情報公開条例第6条第1項第1号に該当（個人に関する情報）

本件行政文書には対象者の苗字と園名が記載されており、これらの情報は、個人に関する情報であって特定の個人が識別され得るものである。

・令和6年12月4日対応記録

檀原市情報公開条例第6条第1項第1号に該当（個人に関する情報）

本件行政文書には対象者の苗字が記載されており、これらの情報は、個人に関する情報であって特定の個人が識別され得るものである。

・令和7年1月7日～令和7年1月22日の対応記録

檀原市情報公開条例第6条第1項第1号に該当（個人に関する情報）

本件行政文書には対象者の苗字が記載されており、これらの情報は、個人に関する情報であって特定の個人が識別され得るものである。

・令和7年3月24日対応記録

檀原市情報公開条例第6条第1項第1号に該当（個人に関する情報）

本件行政文書には対象者の苗字、事務補助職員の苗字が記載されており、これらの情報は、個人に関する情報であって特定の個人が識別され得るものである。

・令和7年3月28日対応記録

檀原市情報公開条例第6条第1項第1号に該当（個人に関する情報）

本件行政文書には対象者の苗字、氏名が識別され得る情報が記載されており、これらの情報は、個人に関する情報であって特定の個人が識別され得るものである。

6 令和7年4月30日、処分庁は、審査庁に対し、弁明書及び証拠書類を提出した。

7 令和7年5月15日、審査庁は、審査請求人に対し、弁明書及び証拠書類を送付するとともに、弁明書に対する反論書及び証拠書類等を提出することができる旨及び、これを提

出すべき期間を同年6月9日までと定める旨を通知した。

8 令和7年6月9日までに反論書及び証拠書類等が提出されなかった。

9 令和7年6月16日、審査庁は、審査請求人に対し、反論書及び証拠書類等について、更に同月30日までの期間を示して、その提出を求める旨を通知した。

10 令和7年6月30日までに反論書及び証拠書類等が提出されなかった。

11 令和7年7月10日、審査庁は、審理手続を終結し、審査請求人に対し、その旨を通知した。

12 令和7年8月19日、審査庁は、情報公開条例第17条第1項の規定に基づき、本件審査請求について、橿原市行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

### 第3 審査関係人の主張

#### 1 審査請求人の主張の要旨

##### (1) 審査請求の理由1

令和6年12月27日付、橿未来第17818号の3において本件と同様の他の市民への対応記録等は部分公開なされているにもかかわらず、本件においては多くの対応記録が非公開であるため。

##### (2) 審査請求の理由2

令和6年11月21日付、橿未来第14893号の4の公開請求拒否決定通知書において、令和6年8月29日～令和6年9月30日の対応記録について、公開拒否決定を受けた。そのため令和6年8月29日～令和6年9月30日の対応記録については、橿未来第2725号の2にて公開しないという判断は理解できるところである。しかし、それ以外の対応記録も全て公開しないという決定が理解できないため。

#### 2 処分庁の主張の要旨

##### (1) 審査請求の理由1に対する弁明

他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できる情報が含まれるため、情報公開条例第6条第1項第1号に該当すると判断したため非公開とした。

##### (2) 審査請求の理由2に対する弁明

令和6年11月21日付、公開請求拒否決定通知書(橿未来第14893号の4)において、令和6年8月29日から同年9月30日の対応記録について、公開拒否決定

とした理由も、「公開請求の件名又は内容」に「認可保育施設入所に係る事務処理誤り」という文言が入っており、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できる情報が含まれるため、情報公開条例第6条第1項第1号に該当すると判断した。

そのため、令和7年3月14日付、部分公開決定通知書（櫃未来第2725号の2）にて令和6年8月29日から同年9月30日の対応記録以外の対応記録についても上記同様の件名での請求であり、同様の理由で情報公開条例第6条第1項第1号に該当すると判断した。

#### 第4 審査庁の諮問に係る判断

##### 1 諮問の趣旨

審査請求人による本件審査請求は、棄却する。

との答申を求める。

##### 2 諮問の趣旨に係る判断の理由

###### (1) 事実の確認

当事者間には、審査請求人の情報公開条例第5条及び第9条に基づく適法な情報公開請求に対し、処分庁が情報公開条例第6条第1項1号に基づき請求を受けた情報が個人識別情報に該当するとして全面非公開決定と部分開示決定をしたこと及び審査請求人が処分庁の全面非公開決定を取り消し、部分公開決定の本件審査請求をしたことに争いはない。

###### (2) 情報公開条例と個人情報の保護について

情報公開条例第1条は、情報公開の目的として「市政に関する市民の知る権利を具体的に保障するものとして、市の保有する行政文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、広く情報を公開することにより、市民の市政への参加の促進と信頼の確保を図り、市民福祉の増進に寄与し、もって地方自治の本旨に即した公正で民主的な市政の推進に資すること」と定めると共に第3条において実施機関の責務として「実施機関は、行政文書の公開を求める権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するとともに、個人に関する情報の保護について最大限の配慮をしなければならない。」と規定し、情報公開請求権を尊重すると同時に個人情報の保護も最大限に尊重することをうたっている。

樞原市民を含めた何人にも認められた樞原市が保有する行政情報の開示請求権は、情報公開条例によって認められた権利であるのに対し、プライバシーを含む個人情報の保護は、憲法第13条で保障されている憲法上の権利であるため、条例で認められた情報公開請求権よりも優位な権利であるため、両権利が対立した場合、個人情報の保護を図るために情報公開請求権は制限を受けることとなる。

そのため、情報公開条例は、個人情報を厚く保護するため、保護の範囲を個人のプライバシー権に限定することなく、その保護の範囲を拡大し、他の情報と照らし合わせると開示請求を受けている情報を開示することにより特定の個人が識別できる場合、この情報も保護すると規定している。

また、情報公開条例第6条第1項第4号は「実施機関（略）内部又は相互間における審議、検討、協議等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」がある情報は非公開とすることができると規定している。

そして、情報公開条例第6条第1項第5号エは、当該情報が「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、（略）地方公共団体（略）の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」がある情報に該当するときは当該情報を非公開とすることができると規定している。

### (3) 情報開示請求された情報の非公開情報の該当性について

ア 令和6年6月25日から同年8月19日の対応記録 ただし、令和6年8月13日以降に作成した対応記録（以下「非公開情報①」という。）について

非公開情報①は、「対応記録」と記載された表題のある6ページからなる日付ごとの折衝交渉記録である。

そこには、個人情報である折衝交渉の相手方の氏名が記載され、また、特定の相手方との折衝交渉の経緯と内容が日付ごとに具体的に記載されている。これらの日付ごとの情報は独立しているが、同一の事柄に関する折衝交渉であるから、一体として捉えるのが相当な情報である。

以上のとおり、非公開情報①の情報は、非公開情報として情報公開条例が定める条例第6条第1項1号本文所定の個人識別情報であると共に同条例第6条第1項第5号エの「交渉に係る事務」に該当する情報であり、開示すると処分庁の当事者

としての地位を不当に害するおそれがあると認めることのできる情報である。

よって、非公開情報①の情報は、全部非公開とするのが相当な情報であり、部分開示することはできない非公開情報である。

イ 令和6年8月29日から同年11月27日の対応記録（以下「非公開情報②」という。）について

非公開情報②は、表題が記載されていない4ページからなる日付ごとの折衝交渉記録である。

そこには、非公開情報①の情報と同様に個人情報である折衝交渉の相手方の氏名が記載され、また、特定の相手方との折衝交渉の経緯と内容が日付ごとに具体的に記載されているが、これらの情報は、非公開情報①の情報と同様に一体として捉えるのが相当な情報である。

非公開情報②の情報は、折衝交渉記録の情報であり具体的に記載されており、これらの情報は一体として捉えるのが相当な情報であり、非公開情報として情報公開条例が定める条例第6条第1項1号本文所定の個人識別情報である共に同条例第6条第1項第5号エの「交渉に係る事務」に該当する情報であり、開示すると処分庁の当事者の地位を不当に害するおそれがある情報と認めることができる。

以上から、非公開情報②の情報は、非公開情報として情報公開条例が定める条例第6条第1項1号本文所定の個人識別情報であると共に条例第6条第1項第5号エの「交渉に係る事務」に該当する非公開情報である。

よって、非公開情報②の情報は、全部非公開とするのが相当な情報であり、部分開示することはできない情報である。

ウ 令和6年6月対応記録（訂正）（以下「非公開情報③」という。）について

非公開情報③は、表題が記載されていない2ページからなる日付ごとの折衝交渉記録である。

そこには、非公開情報①の情報と同様に個人情報である折衝交渉の相手方の氏名が記載され、また、特定の相手方との折衝交渉の経緯と内容が日付ごとに具体的に記載されているが、これらの情報は非公開情報①の情報と同様に一体として捉えるのが相当な情報である。

以上から、非公開情報③の情報は、非公開情報として情報公開条例が定める条例

第6条第1項1号本文所定の個人識別情報であると共に条例第6条第1項第5号エの「交渉に係る事務」に該当する非公開情報である。

よって、非公開情報③の情報は、全部非公開とするのが相当な情報であり、部分開示することはできない情報である。

エ 令和6年9月27日の対応記録（以下「非公開情報④」という。）について

非公開情報④は、「対応記録」と記載された表題のある1ページからなる同一日付の処分庁内のやり取りを記載した記録である。

そこには、非公開情報①と同様に個人情報である折衝交渉の相手方の氏名が記載されると共に処分庁内の情報交換が行われている情報が一体として記載されている。

以上から、非公開情報④の情報は、非公開情報として情報公開条例が定める条例第6条第1項1号本文所定の個人識別情報であると共に同条例第6条第1項第4号の「実施機関内部又は相互間における協議等に関する情報」に該当し、この情報を公にすることにより、率直な意見の交換ができなくなる可能性があるため、条例第6条第1項第4号にも該当する非公開情報である。

よって、非公開情報④の情報は、全部非公開とするのが相当な情報であり、部分開示することはできない情報である。

オ 令和6年10月1日の対応記録（以下「非公開情報⑤」という。）について

非公開情報⑤は、「対応記録」と記載された表題のある1ページからなる令和6年10月1日付の情報が記載されている。

そこには、個人情報である折衝交渉の相手方の氏名が記載されている。

以上から、非公開情報⑤の情報は、非公開情報として情報公開条例が定める条例第6条第1項1号本文所定の個人識別情報である。

よって、非公開情報⑤の情報は、情報公開条例第6条第1項1号本文所定の個人識別情報が記載されているので、全部非公開とするのが相当な情報であり、部分開示することはできない情報である。

カ 令和6年10月9日の対応記録（以下「非公開情報⑥」という。）について

非公開情報⑥は、「対応記録」と記載された表題のある1ページからなる令和6年10月9日付の情報が記載されている。

そこには、個人情報である折衝交渉の相手方の氏名が記載されている。

以上から、非公開情報⑥の情報は、非公開情報として情報公開条例が定める条例第6条第1項1号本文所定の個人識別情報である非公開情報である。

よって、非公開情報⑥の情報は、情報公開条例第6条第1項1号本文所定の個人識別情報が記載されているので、全部非公開とするのが相当な情報であり、部分開示することはできない情報である。

キ 令和6年12月4日の対応記録（以下「非公開情報⑦」という。）について

非公開情報⑦は、「対応検討」と記載された表題のある1ページからなる令和6年12月4日付の情報が記載されている。

そこには、個人情報である折衝交渉の相手方の氏名と共に当該相手方との交渉の経緯とその内容が具体的に記載されている。

以上から、非公開情報⑦の情報は、非公開情報として情報公開条例が定める同条例第6条第1項1号本文所定の個人識別情報であると共に同条例第6条第1項第5号エの「交渉に係る事務」に該当する非公開情報である。

よって、非公開情報⑦の情報は、全部非公開とするのが相当な情報であり、部分開示することはできない情報である。

ク 令和7年1月7日から同月22日の対応記録（以下「非公開情報⑧」という。）について

非公開情報⑧は、表題が記載されていない2ページからなる日付ごとの折衝交渉記録であり、そこには、非公開情報①と同様に個人情報である折衝交渉の相手方の氏名が記載され、また、特定の相手方との折衝交渉の経緯と内容が日付ごとに具体的に記載されているが、これらの情報は非公開情報①の情報と同様に一体として捉えるのが相当な情報である。

以上から、非公開情報⑧の情報は、非公開情報として情報公開条例が定める同条例第6条第1項1号本文所定の個人識別情報であると共に同条例第6条第1項第5号エの「交渉に係る事務」に該当する非公開情報である。

よって、非公開情報⑧の情報は、全部非公開とするのが相当な情報であり、部分開示することはできない情報である。

## 第5 当審査会の判断の理由

### 1 審査請求に係る手続の適正について

本件審査請求について、令和7年7月10日、審査庁は、審理手続を終結し、当該審理手続は適正に行われたと認められる。

なお、審査庁からの諮問の趣旨は、諮問書にあるとおりであるが、この答申に係る当審査会の審議においては、当該諮問の趣旨にとらわれることなく、公正かつ適正に判断を行った。

### 2 判断に当たっての基本的な考え方について

情報公開条例は、第1条において、市政に関する市民の知る権利を具体的に保障するものとして、実施機関の保有する行政文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、広く情報を公開することにより、市民の市政への参加の促進と信頼の確保を図り、市民福祉の増進に寄与し、もって地方自治の本旨に即した公正で民主的な市政の推進に資することを目的として掲げている。また、情報公開条例第3条においては、当該公開を求める権利が十分に尊重されるように条例を解釈し、運用するとともに、個人に関する情報の保護について最大限の配慮を行うことが実施機関の責務とされている。当審査会は、これら条例の規定の趣旨に鑑み、判断するものである。

### 3 審査請求の利益について

(1) 地方公共団体の情報公開条例に基づく情報公開制度においては、請求者が本人であるか否かにかかわらず、個人識別情報は原則として非公開とされている。

このような制度の下で、審査請求で部分公開を求める場合には、当該審査請求は、制度上公開することができる情報を対象とするものであると解される。

したがって、当該審査請求については、審査請求書の記載内容から個人識別情報を対象とするものであると認めるに足りるような特段の事情がない限り、個人識別情報の公開を求めるものではないというべきである。

(2) 本件審査請求書によれば、

ア 審査請求の趣旨として、部分公開された文書が令和6年10月2日対応記録のみであり、それ以外の対応記録の部分公開がなされていないため、部分公開を求める旨が記載されている（以下、令和6年10月2日対応記録以外の対応記録を「本件対象文書」という）。

令和6年10月2日対応記録については、本件において個人識別情報を公開しないものとされているが、本件対象文書には含まれない。

イ 審査請求の理由としては、令和6年12月27日付、櫃未来第17818号の3により本件と同様の他の市民への対応記録等は部分公開がなされているにもかかわらず、本件においては多くの対応記録が非公開とされていることが挙げられている。

同決定は、個人識別情報及び事務事業執行情報を除いて公開するという内容である。

当該理由は、他事案における対応記録の部分公開を踏まえ、本件対象文書がいずれも非公開とされた点の当否を問題とするものである。

ウ また、審査請求の理由として、令和6年11月21日付、櫃未来第14893号の4の公開請求拒否決定通知書において、令和6年8月29日から同年9月30日までの対応記録について公開拒否決定を受けたこと、そのため当該期間の対応記録については、本件において公開しないとの判断は理解できる旨が挙げられている。これに対し、それ以外の対応記録も全て公開しないという点が理解できないとする。

同決定は、当該期間の対応記録について個人識別情報であるとして、これを公開しないという内容である。

当該理由は、当該期間の対応記録を公開しないことには理解を示しつつ、当該期間以外の対応記録についても一律に非公開とされた点の当否を問題とするものである。

エ 上記の審査請求の趣旨及び審査請求の理由からすれば、本件審査請求については、個人識別情報を対象とするものであると認めるに足りる特段の事情がなく、個人識別情報の公開を求めるものではないというべきである。

(3) 他方、審査請求人は、本件審査請求と同日、別途の行政文書公開請求を行い、本件対象文書についても部分公開決定を受けている。同決定は、いずれも個人識別情報のみを除いて公開するという内容である。

(4) 以上のとおり、本件審査請求は、本件対象文書について、部分公開を求めるものであり、かつ、個人識別情報の公開を求めるものではないところ、別途の部分公開決定は、本件対象文書について、個人識別情報を除いて公開するという内容である。

したがって、別途の部分公開決定の内容は、本件審査請求で公開を求める内容を満たしており、これにより、審査請求人は審査請求の利益を失ったと解するのが相当である。

よって、本件審査請求は、行政不服審査法第45条第1項に基づき却下すべきである。

## 第6 付言

当審査会の結論は上述のとおりであるが、以下の二点を付言する。

第一は、行政情報の開示請求権とプライバシーを含む個人情報の保護の関係である。行政情報の開示請求権は、明文規定こそないものの日本国憲法の保障する「知る権利」に由来するものであり、情報公開条例も「この条例は、市政に関する市民の知る権利を具体的に保障するものとして、市の保有する行政文書の公開を求める権利を明らかにする」（第1条）と定める。それゆえ、開示請求権と個人情報の保護とは憲法上どちらが優位するかという問題ではなく、情報公開条例第3条が規定するよう、「実施機関は、行政文書の公開を求める権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、個人に関する情報の保護について最大限の配慮をしなければならない」のである。

第二に、本件対象文書を非公開とすることの当否は、当該文書に記録されている情報が、情報公開条例第6条第1項第1号が規定する個人識別情報に該当するか否かの問題に尽きると考える。本件において、当該情報が同項第4号の「実施機関内部又は相互間における協議等に関する情報」又は同項第5号エの「交渉に係る事務」に該当するとは考え難い。

## 第7 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問案件について、次のとおり調査審議を行った。

①	令和7年8月19日	審査庁から諮問書を受理
②	令和7年11月13日	経過説明・論点整理
③	令和8年1月20日	審査庁から追加提出の諮問資料を収受
④	令和8年1月30日	調査審議
⑤	令和8年3月30日	調査審議
⑥	令和8年5月19日	調査審議

令和8年6月16日

橿原市行政不服審査会 第一部会

部会長 奥野 恒久

委員 福嶋 伸一

委員 桐山 吉子

委員 西村 正喜